

# 吉野川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ【現況河道】【10/11】

浸水深3m(1階居室浸水相当)以上の  
浸水が想定される範囲を表示

1. 説明文
- (1) この水害リスクマップ(水害氾濫図)は、流域治水の推進を目的として、年経過確率1/10、1/30、1/100、1/150、1/300の想定最大規模の氾濫における水害氾濫による浸水想定最大水深(浸水深3m(1階居室浸水相当)以上)を示した図面です。
  - (2) この水害リスクマップ(水害氾濫図)は、(国定)指定(指定河川)における吉野川、旧吉野川、今切川の河道及び水害氾濫の想定状況を踏襲して、年経過確率1/10、1/30、1/100、1/150の範囲に作る洪水により吉野川、旧吉野川、今切川が氾濫した場合の浸水の状況を示すシミュレーションにより算出したものです。
  - (3) このシミュレーションの実行にあたっては、実川の(仮)による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前記となる降雨や河川条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なる可能性があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本水害氾濫の想定(河川整備計画)に示されている年経過確率と浸水範囲が異なる場合や、浸水範囲に含まれていない地域においても浸水が発生する場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本水害氾濫の想定(河川整備計画)に示されている年経過確率と浸水範囲が異なる場合や、浸水範囲に含まれていない地域においても浸水が発生する場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本水害氾濫の想定(河川整備計画)に示されている年経過確率と浸水範囲が異なる場合や、浸水範囲に含まれていない地域においても浸水が発生する場合があります。
2. 基本事項
- (1) 公表年月日 令和4年9月16日
  - (2) 作成主体 国土交通省第四地方整備局徳島河川国道事務所
  - (3) 実施区画及び対象となる河川  
【徳島河川国道事務所】  
吉野川 徳島県三好市池田町山崎川河口から海まで  
旧吉野川 徳島県三好市池田町山崎川河口から海まで  
今切川 徳島県三好市池田町山崎川河口から海まで  
右岸 吉野川からの分岐点から海まで  
左岸 旧吉野川からの分岐点から海まで
- (4) 算出の前提となる降雨
- 年経過確率1/10 (吉野川 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量32.2mm)
  - 年経過確率1/30 (旧吉野川・今切川 大寺地点上流域の24時間の流域平均雨量2.61mm)
  - 年経過確率1/100 (吉野川 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量37.1mm)
  - 年経過確率1/30 (旧吉野川・今切川 大寺地点上流域の24時間の流域平均雨量3.5mm)
  - 年経過確率1/150 (吉野川 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量39.2mm)
  - 年経過確率1/50 (旧吉野川・今切川 大寺地点上流域の24時間の流域平均雨量3.9mm)
  - 年経過確率1/100 (吉野川 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量42.0mm)
  - 年経過確率1/30 (旧吉野川・今切川 大寺地点上流域の24時間の流域平均雨量3.91mm)
  - 年経過確率1/150 (吉野川下流域(龍津-河口) 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量44.0mm)
  - 想定最大規模2 (吉野川 龍津地点上流域の2日間の流域平均雨量76.5mm)
  - (旧吉野川・今切川 大寺地点上流域の24時間の流域平均雨量11.35mm)
- (5) 河道条件 現況(令和2年度末時点)
- (6) 関係市町村 徳島市、鳴門市、吉野川市、新渡戸、美馬市、三好市、石井町、松波町、大塚町、徳島県、三好市、上野村、つるぎ町、東みよし町
- ※1 水害氾濫 洪水位の上昇及び建築物の影響による越水・溢水・破堤氾濫、非堤防の溢水・溢水、堤防破壊による破堤氾濫、浸水による破堤氾濫
- ※2 想定最大規模の浸水想定は、水防法に基づき平成28年6月に指定・公表したものを表示しているため、計算条件が異なります。



### 凡 例

- 高強度(1/10)
- 中高強度(1/30)
- 中強度(1/50)
- 低強度(1/100)
- 低強度(1/150)
- 想定最大規模
- 市町村界
- 大臣管区間



三好市

東みよし町

東みよし町

1:10000  
吉野川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ  
【現況河道】【10/11】  
浸水深3m(1階居室浸水相当)以上の浸水が想定される範囲を表示

この地図は、美馬市の承認を得て複製したものである。(承認番号 美監第549号)  
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4.Hs 322)